

## 基本要件について

ア 青色申告書を提出する法人であること

- (1) 法人である又は法人を設立する予定であること
- (2) 青色申告書を提出している又はする予定であること

イ 貿易若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行うために必要な事業を行う者であること

- (1) 貿易関連事業者、又はこれらの事業を行うために必要な事業を行う者で原則として次のいずれかに該当する者であること
  - ①最終計画年度の移輸出割合が 50%以上となっていること
  - ②県内事業者に出荷した商材が移輸出されることにより、最終計画年度の当該商材の移輸出割合が 50%以上となっていること
  - ③県内事業者との取引が移輸出に寄与すると認められ、最終計画年度の当該取引の割合が 50%以上となっていること

ウ 【分譲用地の場合】

分譲用地または貸付用地内で法令等を遵守した上で工場等を建設し、かつ分譲要領第 4 条または貸付要領第 4 条に定める事業を営む者であること

- (1) 分譲用地又は貸付用地内に法令等を遵守した上で工場等を建設する者であること
  - ①建設着手時期が 2 年以内であること
  - ②操業開始時期が 3 年以内であること
  - ③全計画実施時期が 5 年以内であること
  - ④建ぺい率が 60%以内であること
- (2) 国際物流拠点産業の振興に寄与すると認められること
- (3) 指定業種に該当する又は指定業種に準ずる者であること

【うるま・沖縄地区の賃貸工場の場合】

加工交易型産業の振興に寄与する製造業であること

エ 譲受者等または入居者が資金の調達能力を有していること

- (1) 原則、直近3年連続で債務超過に陥っていないこと
- (2) 原則、直近3年連続で当期純損益が欠損計上となっていないこと
- (3) 原則、直近3年連続で売上高が減少していないこと
- (4) 原則、売上に対して借入が過大となっていないこと

※ 新規企業等の場合、親会社、グループ会社及び関連会社等の実績により審査することがあります。

※ 売上高の確認のため、必要な場合は、直近4年間分の決算書類の提出を求めることがあります。

オ 公害を防止する措置を講ずることができること

- (1) 公害防止に係る基本方針が適切であること
- (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、その他の公害の発生値が法令の規制値以下であること
- (3) 公害防止に係る自己監視体制と、緊急時の措置が適切であること

カ 税等を納付していること

キ 暴力団との関わりのない者であること

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体等の出資法人ではないこと
- (2) 暴力団員等と密接な関係を有する者が役員にいないこと

ク 県内企業の移転の場合、産業の高度化等が図られること

- (1) 高付加価値産業を営む企業であること、または、移転により産業の高度化等が図られる計画を有していること